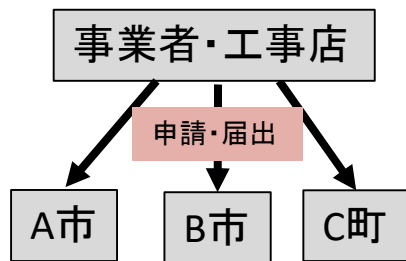


令和5年4月1日より 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の 登録等事務の手続き方法が変わります

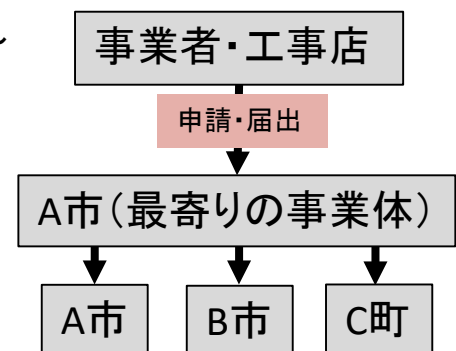
東三河管内で事業者・工事店の登録手続きをする際、登録を希望する**最寄りの事業体1箇所に申請・届出書類一式を一部提出すれば、他の事業体に同様の書類を提出する必要がなくなります。**（ただし登録を希望しない事業体には提出できません）

※指定証の受理、登録手数料の支払いは従来通り各事業体で行います

現行



R5.4~



●参画事業体

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村（給水のみ）

●対象となる手続き

【給水】

- 1) 新規指定の申請
- 2) 主任技術者の選任・解任の届出
- 3) 指定事項の変更の届出
- 4) 指定事業者廃止・休止・再開の届出
- 5) 指定事業者証の再交付申請

【排水】

- 1) 新規指定の申請
- 2) 責任技術者の異動の届出
- 3) 指定事項の変更の届出
- 4) 指定工事店廃止・休止・再開の届出
- 5) 指定工事店証の再交付申請

※5年ごとの更新は対象外

●提出方法

提出先の事業体の要件・手法による（設楽町の場合：直接提出、郵送）

●提出書類 共同化参画事業体間での共通様式とする

※詳しくは「必要な提出書類一覧」「様式」参照